

事務連絡  
令和2年3月13日

一般社団法人日本慢性期医療協会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「オンライン資格確認」の開始に向けたお知らせについて  
(協力依頼)

日頃より、貴会におかれては、医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号。以下「改正法」という。)において、マイナンバーカードを健康保険証(国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証を含む。以下同じ。)として利用できるようになり、令和3年3月に「オンライン資格確認」が開始されることとなりました。また、令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」(以下「骨太方針」という。別添1)において、「2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する」とされたところです。

今般、「オンライン資格確認」の開始に向けた医療機関・薬局のシステム整備等を支援する医療情報化支援基金が造設され、医療機関・薬局に対する補助の概要がまとまりましたので、下記にご配意の上、オンライン資格確認の概要や医療情報化支援基金の活用等について、貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 オンライン資格確認について

令和元年5月22日に公布された改正法において、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになり、令和3年3月に「オンライン資格確認」が開始されることとなりました。

「オンライン資格確認」においては、オンラインで資格を確認することにより、医療機関・薬局の窓口で、直ちに資格確認ができるようになり、失効した健康保

険証による過誤請求の減少が期待できます。また、顔写真入りのマイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書を活用することで、医療機関・薬局において診療時における被保険者の確実な本人確認が可能になり、また、転職などで保険者が変わっても新しい保険者が資格情報を登録することで、新たな健康保険証の発行を待たずに医療機関・薬局で受診等ができるようになります。

さらに、オンライン資格確認等システムを通じて、患者本人の同意の下、医療機関においては服薬履歴や特定健診情報の閲覧が、薬局においては服薬履歴の閲覧が可能となり、より多くの情報のもとに診療や服薬管理が可能となります。

現在、令和3年3月からのマイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用に向けて、システム構築等を進めております。また、令和3年3月より特定健診情報が、同年10月からは薬剤情報が閲覧可能となる予定です。

こうした「オンライン資格確認」の仕組みやメリットについて、当省では広報素材(別添2)を用意しておりますので活用いただきますようお願い申し上げます。

## 2 医療情報化支援基金について

改正法において、「オンライン資格確認」の開始に向けた医療機関・薬局の初期導入経費等を支援するため、医療情報化支援基金を創設することとなりました。

今般、医療情報化支援基金の造設にあたり、「令和元年度医療提供体制設備整備交付金(オンライン資格確認導入支援事業)実施要領」(令和2年3月3日付保連発0303第2号。以下「実施要領」という。別添3)が定められました。本実施要領において、オンライン資格確認の開始に向けた医療機関・薬局のシステム整備に係る費用の補助率や補助限度額等を定めています。詳細については、社会保険診療報酬支払基金から追って連絡させていただきます。

「オンライン資格確認」の開始に向けて、医療情報化支援基金を活用して、医療機関・薬局のシステム整備等を検討いただくよう、周知方ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)において、事業者又は事業者団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為は「カルテル」(不当な取引制限)として禁止されています。例えば、医療関係事業者等で相互に連絡を取り合い、特定企業の製品のみ購入するように話し合ったり、特定の価格以下でしか購入しないように相談した場合、「カルテル」(不正な取引制限)に該当する恐れがありますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

## 3 「オンライン資格確認」の導入に向けた説明会について

「オンライン資格確認」の導入に向けた周知広報として、医療関係者が集まる場がございましたら、厚生労働省の職員を派遣し「オンライン資格確認」の説明をさせていただきます。

多くの医療機関・薬局にできる限り速やかにオンライン資格確認システムを導入していただけるよう、そのような機会がございましたら、【問い合わせ先】へご連絡いただきたくお願い申し上げます。

\*新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐため、多数の方が集まるようなイベント等は大規模な感染リスクがあることから、中止、延期又は規模縮小等の対応がなされていると承知しております。開催にあたっては、今後の感染の状況等を見ながら判断いただけますと幸いです。

**【問い合わせ先】**

オンライン資格確認、医療情報化支援基金について  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

梅田・太江（たいえ）

E-mail: [suisin@mhlw.go.jp](mailto:suisin@mhlw.go.jp)